

福岡県建築基準法施行細則（定期報告制度）の改正について（概要）

1. 概要

- 福岡県では、建築物の適正な維持保全を確保するため、建築基準法第 12 条に基づく国土交通省告示、福岡県建築基準法施行細則第 18 条の 2、18 条の 3 に基づき、建築物等の定期報告制度※1 を実施している。
- この度、定期報告制度に関する国土交通省告示の改正※2 により、定期報告制度における建築物の調査項目と設備の検査項目の重複が解消される。また、常閉防火扉※3 は建築物の調査から防火設備の検査に移行することになる。
- この告示改正により、福岡県では一部の建築物が定期調査の対象外となり、検査間隔が短縮されたりするなどの影響が生じるため、県施行細則を改正し、現状の調査項目と調査間隔を維持することとする。

※1 定期報告制度

建築物の所有者が定期的に建築物やその設備の調査（検査）を行い、結果を福岡県に報告する制度。

※2 国土交通省告示の改正

令和 6 年 6 月 28 日付け国土交通省告示第 974 号及び令和 7 年 1 月 29 日付け国土交通省告示第 53 号により、定期報告制度に関する国土交通省告示が改正された。

※3 常閉防火扉

意図的に開けている時以外は常に閉まっている構造の防火扉で、火災時に火炎や煙の流出・拡大を防ぐもの。

2. 告示の改正に伴う福岡県における影響

○共同住宅における調査項目

- ・建築物の調査において調査している非常用照明等の設備及び常閉防火扉は、設備の検査及び防火設備の検査へ移行する。このため、福岡県における共同住宅の非常用照明等設備および常閉防火扉は、検査されなくなる。

○常閉防火扉の検査間隔

- ・常閉防火扉の検査は、従来の 3 年に 1 度の建築物の調査から、年 1 回の防火設備の検査となり、検査間隔が短縮される。

3. 細則改正の理由

- 従前どおりの建築物の適正な維持保全を確保するため、細則を改正する。

4. 施行日

- 令和 7 年 7 月 1 日施行

5. 細則改正の概要

○福岡県における本告示改正に伴う細則改正の概要を、以下のフローで示す。

告示改正前(現状)

定期報告対象建築物及び調査(検査)間隔と項目

用途	規模(A:床面積)	建築物 調査	設備 検査	防火設備 検査
		1回/3年	1回/1年	1回/1年
劇場等 他7用途	・3階以上の階のA>100㎡ ・客席部分のA ≥ 200㎡ ・主階が1階にないもの ・A>300㎡	○(対象) ・換気、排煙設備 ・非常用照明 等 ・常閉防火扉 その他 外壁など	○(対象) ・換気、排煙設備 ・非常用照明 等 その他 予備電源など	○(対象) ・随閉防火設備※4 その他 防火設備
		○(対象) ・換気、排煙設備 ・非常用照明 等 ・常閉防火扉 その他 外壁など	×(対象外) ・換気、排煙設備 ・非常用照明 等 その他 予備電源など	×(対象外) ・随閉防火設備 その他 防火設備



- ①建築物と設備の調査(検査)項目の重複が解消されるが共同住宅では設備の検査を指定していないため、調査されなくなる。
- ②常閉防火扉の検査が建築物の調査(3年毎)から防火設備の検査(1年毎)に移行するため、検査間隔が3年毎から1年毎に短縮され、所有者の負担が増加する。

告示改正後

定期報告対象建築物及び調査(検査)間隔と項目

用途	規模(A:床面積)	建築物 調査	設備 検査	防火設備 検査
		1回/3年	1回/1年	1回/1年
劇場等 他7用途	・3階以上の階のA>100㎡ ・客席部分のA ≥ 200㎡ ・主階が1階にないもの ・A>300㎡	○(対象) ・換気、排煙設備 ・非常用照明 等 ・常閉防火扉 その他 外壁など	○(対象) ・換気、排煙設備 ・非常用照明 等 その他 予備電源など	○(対象) ・随閉防火設備 ・常閉防火扉 その他 防火設備
		○(対象) ・換気、排煙設備 ・非常用照明 等 ・常閉防火扉 その他 外壁など	×(対象外) ・換気、排煙設備 ・非常用照明 等 その他 予備電源など	×(対象外) ・随閉防火設備 ・常閉防火扉 その他 防火設備



- ③共同住宅で調査されなくなる非常用照明等の設備を、建築物の調査項目に付加する。(現状に戻す)
- ④常閉防火扉を建築物の調査項目に付加し、防火設備の検査項目から削除することで、調査間隔を3年毎とする。(現状に戻す)

細則改正案

定期報告対象建築物及び調査(検査)間隔と項目

用途	規模(A:床面積)	建築物 調査	設備 検査	防火設備 検査
		1回/3年	1回/1年	1回/1年
劇場等 他7用途	・3階以上の階のA>100㎡ ・客席部分のA ≥ 200㎡ ・主階が1階にないもの ・A>300㎡	○(対象) ・換気、排煙設備 ・非常用照明 等 ・常閉防火扉 その他 外壁など	○(対象) ・換気、排煙設備 ・非常用照明 等 その他 予備電源など	○(対象) ・随閉防火設備 ・常閉防火扉 その他 防火設備
		○(対象) ・換気、排煙設備 ・非常用照明 等 ・常閉防火扉 その他 外壁など	×(対象外) ・換気、排煙設備 ・非常用照明 等 その他 予備電源など	×(対象外) ・随閉防火設備 ・常閉防火扉 その他 防火設備

○その他の調査(検査)項目について

- 上記③④以外の建築物と設備で重複していた調査(検査)項目等は国土交通省の告示改正を適用する。

○調査結果表及び検査結果表について

- 上記の改正内容を反映した調査結果表及び検査結果表を細則で定める。

※4 随閉防火設備

火災時に感知器の信号を受信して自動的に閉鎖する防火扉や防火シャッター等の防火設備。